

2024年12月吉日

金沢市議会議員 各位

生活者目線で金沢方式を考える会
代表 湯谷増男

謹啓 師走の候 みなさまにおかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

時に金沢市議会本会議を傍聴などさせていただいておりますが、議員各位の金沢市政に対する真摯で誠実な姿勢に常々敬服しております。

私ども「生活者目線で金沢方式を考える会」は、この8月に町会役員経験者が集まり発足いたしました市民団体でございます。村山市長の「金沢方式の見直し」の意を受けて、今まさに都市政策局企画調整課が事務局となり庁舎横断的なプロジェクトが進行中ですが、私どもはその経験をもとに、金沢方式がもたらす町会運営の実情と町会住民のリアルな声を市議のみなさまや行政にお届けしようと、不偏不党で活動しております。

さてそした活動から、12月の市議会本会議に向けて陳情書を提出いたしました。

内容につきましては議会事務局から各位にご案内が行こうかと存じますが、提出いたしました陳情書の補足説明として、陳情の根拠となる考え方を別紙の通り記させていただきました。

つきましてはお忙しいところ誠に恐縮とは存じますが、どうかぜひお目通しのほどをいただければと願っております。

市民の福祉と市政の発展のために、みなさまは多くの期待や委託を受け、常時戦場の如く戦っておられることをよく耳にいたします。

みなさまのさらなるご清祥を願いつつ、より一層のご活躍とご健闘を期待しております。

謹白

「金沢市内の消防分団機械器具置場(消防分団小屋)の移転新築等について、全額公費負担による至急の整備を求める陳情書」に賛同していただきたい理由

1. 自治体消防制度の観点から

去る 11 月 29 日、自治体消防制度 75 周年の記念式典が天皇陛下臨席のもとで開催されました。戦後に発足した自治体消防制度のもとでは、市町村の消防は消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することはできません。市町村にはその市町村の区域の消防を十分に果たすべき責任があり、消防に要する費用を負担する義務があります。式典では長年にわたり市町村の消防に貢献した職員、消防団員の表彰が行われました。

金沢市は消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 18 条第 1 項、第 19 条第 2 項及び第 23 条第 1 項の規定に基づき、金沢市消防団条例を制定して消防団を設置しています。消防分団をどう位置付けるかについては、同条例に定めがありませんが、任期や定年を定める条項では分団長、副分団長についても規定していることから、消防分団についても法に則してあるべきです。

消防組織法第 8 条は「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない」としています。全国的にも消防団のための資金を地域住民から集める例はありますが、見直しの流れが広がっています。つくば市は「つくば市消防団では、区会等からの寄附金(協力金等)についての取り扱いの見直しを行い、今後は、受領しないこととなりました」としています。金沢市消防団条例第 13 条6は「消防団員は、消防団又は消防団員の名義をもってみだりに寄附金を募り、又は営利行為をしてはならない」としており、消防の活動が地域住民の寄附に依存して成り立つという状況は健全ではありません。

2. 金沢方式の問題点から

いわゆる「金沢方式」での消防分団小屋の新設では、用地は地域住民が全額自己負担で取得し、建設費用は75%を金沢市の補助金を受けることが慣例となっています。完成した消防分団小屋は寄附として金沢市に納付されるので、補助金は形を変えて市へ還流されることになります。

消防小屋は市の消防のための市の施設です。その設置のために地域住民に町内会を通して負担金を支出させることは、地方財政法第4条の5「国(国の地方行政機関及び裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条に規定する下級裁判所を含む。)は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であると問わず、寄附金(これに相当する物品等を含む。)を割り当てて強制的に徴収(これに相当する行為を含む。)するようなことをしてはならない」に違反します。



3, 分担金を課して地元負担を継続する可能性

「金沢方式」による負担金の集金は不法・不当であることに加え、町内会加入世帯のみが負担し、町内会非加入世帯は負担を免れるという不公平が問題となります。そこで金沢市は地方自治法 224 条が定める分担金のしくみを使うと、公平に、かつ法的根拠をもって住民負担を徴収することができる可能性があります。「金沢方式」の住民負担すべてを分担金として徴収するには地域ごと、目的ごとに数十の条例の制定が必要となると思われ、膨大な事務負担が発生しますが、地元負担を続けていく必要があるのであれば制定するべきです。

4, 「金沢方式あり方検討懇話会」の議論の推移

第 3 回「金沢方式あり方検討懇話会」では、「住民負担は法的に問題がある」「県外出身者には説明がつかない」「建物は行政負担、運営は市民負担」といった意見があり、見直しの方向性は定まりませんでした。

以上、陳情に賛成すべき理由を簡単にまとめました。

「金沢方式」の問題点についてより詳しい資料、直接のご説明のご用意もあります。
お問い合わせは「生活者目線で金沢方式を考える会」事務局へお寄せください。

生活者目線で金沢方式を考える会 事務局
道上哲夫
道上ゆりか

[E-mail／onigirikai2024@gmail.com](mailto:onigirikai2024@gmail.com)

TEL／076(298)2325

921-8131 金沢市三十苅町丁 100-7



生活者目線で金沢方式を考える会

A Group for Reconsidering the Kanazawa Method from the Consumer's Perspective